

戸沢村中央公民館体育館照明 L E D 照明一式の賃貸借にかかる仕様書

1. 件名

戸沢村中央公民館体育館照明 L E D 照明一式の賃貸借

2. 定義

発注者...戸沢村長 渡部秀勝

戸沢村中央公民館体育館照明を L E D 照明に交換する業務

3. 戸沢村中央公民館体育館の概要

所在地

最上郡戸沢村大字名高1593-86

・面積：1080㎡

4. 交換業務概要

・既存照明器具の取付け、及び、撤去・処分 46台

※「5. L E D 照明の仕様」参照

・L E D 照明調光コントローラ 2台

5. LED照明の仕様

LED照明器具への更新とし、以下の要件を満たすこと。

(1) 構造等

ア LED照明器具及び付属部品等は新品であること。

イ 電気用品安全法に適合しているものであること。

ウ LED照明に関する日本産業規格（JIS）に適合するもの、または同等のものであること。

エ LED照明器具はISO14001・9001の認証工場で製造されていること。

オ 一般社団法人 日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。

(2) 性能等

ア LED照明へ交換後の球場における照度等の基準は、JIS照度基準総則（JIS Z 9127）の下記基準に適合すること。

バレーボール		照度	均斉度
競技区分：Ⅲ	作業面	200 lx	0.5

イ LED光源による不快感（グレア、フリッカー等）を低減する製品を使用すること。

ウ 下記表中の項目を満たす性能であること。

項目	仕様要件
器具光束	40,000lm以上
消費電力	198W以下
演色性	Ra75以上
色温度	5000K
設計寿命	60,000時間
電源位置	内蔵
交換方式	照明器具交換

(3) その他

LED照明のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

6. LED照明器具の取替工事

(1) 契約後速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について、発注者と協議すること。

なお、次の資料を提出すること。

(ア)機器搬入スケジュール（様式任意）

(イ)機器構成一覧表（様式任意）

(ウ)作業体制表（様式任意）

(工)機器設置業者及び維持管理体制表（様式任意）

- (2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (7) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- (8) 取替工事及び検査を含むすべての作業について、発注者と協議の上作業日時を調整すること。
- (9) 現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。
- (10) 既設の照明器具を撤去し、撤去した器具は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。
- (11) 設置が完了したLED照明器具から使用の試行を行うこととし、賃貸借期間開始

日までに障害が発生した場合は、受注者はその復旧をしなければならない。

- (12) 発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。
- (13) 履行内容の全ての経費を賃貸借料に含めることとする。
- (14) 施工に関する留意事項
施工中も施設は運営するので、安全対策をしっかりと行うこと。
- (15) 設置中に事故が発生した場合は、直ちに契約担当者に通報するとともに、事故発生報告書を契約担当者に速やかに提出すること。
- (16) 設置作業完了後、完成図書（完成図、着手前—施工中—施工後(完成)の状況の撮影記録、LED照明器具の賃貸借物品一覧、設置機器図面等)を提出すること。
- (17) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。
- (18) 設置作業に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

7. 補足事項

賃貸借期間が満了し、発注者が賃貸借料を完済したときに、本賃貸借物件の発注者へ無

償譲渡すること。